

平成 27 年 8 月 12 日  
保 健 福 祉 部

「世田谷区国民健康保険データヘルス計画（素案）」による  
健康保持増進の取り組みについて

(付議の要旨)

国民健康保険の保険者として保有している健康・医療情報を活用した現状分析と、それに伴う健康保持増進の取り組みのため、「世田谷区国民健康保険データヘルス計画（素案）」を取りまとめたので報告する。

1 主旨

急速な高齢化に伴い健康寿命の延伸が課題となる一方、レセプトデータの電子化が進み、特定健診・特定保健指導の義務化により健診データの蓄積も進むなど、健康・医療情報を活用する環境が整備されてきている。

国では、平成 25 年 6 月 14 日に閣議決定した「新たな成長戦略（日本再興戦略）」の中で、「国民の健康寿命の延伸」を重要な柱として掲げ、また平成 26 年 3 月に「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」を一部改正し（平成 26 年 4 月施行）、保険者は、保健事業の実施計画（データヘルス計画）を策定することとした。

こうした状況に対応するため、「世田谷区国民健康保険データヘルス計画」を策定し、健康・医療情報を活用した現状分析を行うとともに保健事業を推進する。

2 区の考え方

国民健康保険の保険者として、保有している健康・医療情報を活用した現状分析を行うことにより被保険者の健康保持増進の取り組みを推進し、あわせて医療費の適正化を図る。

なお、本計画におけるデータ分析は、国保の事業に留まらず、広く区民の健康づくりに関する施策を進める上での基礎資料としての側面も持ち合わせるものである。

3 位置づけ

- (1) 「世田谷区国民健康保険特定健康診査等実施計画（平成 25 年度～平成 29 年度）」を踏まえ、「東京都医療費適正化計画（平成 25 年度～29 年度）」と整合を図る。
- (2) 「健康せたがやプラン（平成 24 年度～33 年度）」「第 6 期世田谷区高齢者

保健福祉計画・介護保険事業計画（平成27年度～平成29年度）」に基づく事業の実施や評価にあたり、基礎的な情報を提供する。

#### 4 計画期間

平成27年度～平成29年度

※国の指針（国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針）の中で、「特定健康診査等実施計画との整合性も踏まえ、複数年とすること」とされており、「世田谷区国民健康保険特定健康診査等実施計画（第2期）」や「東京都医療費適正化計画」と終了時期を合わせ、整合を図るために平成29年度までとしている。

#### 5 今後のスケジュール

平成27年8月19日	健康づくり推進委員会（計画の策定について）
8月27日	国保運営協議会（計画の策定について）
9月3日	常任委員会（素案報告）
9月4～30日	区民意見募集 医師会・薬剤師会・歯科医師会等（意見聴取）
11月上旬	常任委員会（案報告）
12月	地域保健福祉審議会、健康づくり推進委員会 （案報告）
平成28年1月	国保運営協議会（案報告）、計画策定